

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 田中康光

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
鉄屑	売払条件書のとおり（1級）	kg	22,354.6
鉄屑	売払条件書のとおり（級外）	〃	5,708.0
鉄屑	売払条件書のとおり（鑄鉄）	〃	593.9
真鍮屑	売払条件書のとおり（雑・並）	〃	758.3
真鍮屑	売払条件書のとおり（火管等）	〃	798.4
アルミ屑	売払条件書のとおり（アルミ屑）	〃	470.2

(2) 搬出場所：陸上自衛隊足寄分屯地

(3) 搬出引渡期限：代金納付の日から5日以内（令和5年7月31日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一の資格審査において「物品の買受け」の「C」以上の格付を有するもの。
- (3) 「入札及び契約心得」を遵守している者。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊足寄弾薬支処会計科及び北海道補給処ホームページ

4 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、積算等のために現場確認が必要な場合は会計科の担当者と事前調整のうえ、5月15日～26日に確認することができる。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊足寄弾薬支処入札室（1F）
- (2) 日 時：令和5年6月14日（水） 11時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約締結後において履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (5) 電報・FAXによる入札
- (6) 郵便入札で、本公告で定めた期限までに担当者の元に入札書が到着しなかった入札
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札

ア 上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

イ「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

8 落札決定方式

総額（消費税込）が当該所定の予定価格を上回る最高額入札者を落札者とする。但し、同価の場合には、抽選により落札者を決定する。

9 契約書の作成

落札者は落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

10 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 押印を省略する場合は、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (5) 郵便入札の場合は、予め郵便入札を行う旨を担当者に連絡すること。この際、資格審査結果通知書（写）を同封のうえ、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「鉄屑入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和5年6月13日（火）1700までに足寄弾薬支処会計科に必着させること。この際、下記担当者まで電話にて到着確認を行うこと。
- (6) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は下記により実施する。
 - ア 場 所：陸上自衛隊足寄弾薬支処入札室（1F）
 - イ 日 時：令和5年6月14日（水）11時00分
 - ウ 郵便入札：令和5年6月13日（火）17時00分必着
- (7) 売払物品の引取り等
 - ア 売払物品は現状引渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
 - イ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
 - ウ 売払物品の引き取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は買受人の負担とする。
 - エ 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (8) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊足寄弾薬支処 会計科
TEL：0156-25-5811（内線 347 担当：佐藤）
- (9) 売払品に関する問い合わせ先
陸上自衛隊足寄弾薬支処 補給科
TEL：0156-25-5811（内線 253 担当：春木）

11 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
 - ア 足寄、帯広各駐屯地
 - イ 足寄町商工会
 - ウ 北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間
令和5年5月10日～令和5年6月14日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合